

中山間地域フォーラム 直接支払制度 ↓ 個人に1/2以上を批判 現場の声集約し緊急声明

中山間地域フォーラムは、11月12日、2011年度予算概算要求に盛り込まれた、中山間地域等直接支払制度の見直しを批判するとして、緊急声明を発表、また、農林水産省農村振興局にその旨を申し入れた。

同フォーラムは、産官学民の有識者を中心とした会員で構成され、学際的なシンポジウム、政策提言、現場・地域への支援等を通じ、中山間地域の再生をめざし、その応援活動をボランティアで行っている。

農水省が示した制度の見直しは、「集落で行う共同活動については、農地・水保全管理支払で行うことを基本とし、交付金の1/2以上は個人に支払うべきを原則とする」とい

うもの。同フォーラムでは、この方針に対する、地域リーダーをはじめ現場の戸惑いの声や自治体の意見を集約し、声明文として以下の内容をとりまとめた。

一つは、手続き論として、5年を一期とする第3期対策は今年度(2010年度)に始まったばかりであり、その途中での方針転換は随分と乱暴であること。しかも、2期対策が終わるに当たり、「中山間地域等総合検討会」では、共同活動が大事であることをベースとして、高齢者がより参加しやすい制度を作ってきているにもかかわらずである。

二つには、実態論として、交付金の配分方法について、この10年間の実

践の中で共同取組活動への配分が徐々に上昇していることの評価が欠落していること。2001年度の共同取組活動への配分額は53%であるが、2009年には57%まで上昇。これは、農水省の指導に加え、現場の方々が共同取組活動の重要性を認識した成果ではないか。そのような現場の意思を今回の方針は無視している。

三つは、政策論として、「1/2以上は農業者個人に支払う」という今回の方針と、「十分な認定農業者等の担い手が育成されていらない中山間地域等で農業生産活動を継続していくには、集落の補完性、継続性を活かした共同取組活動等に取り組みしていくことが重要」とい

う本制度の根幹を責める思想とは明らかに矛盾すること。本制度は、「中山間地域の人々に矢われた誇りを取り戻し、前を向いて活動していく勇気を与えた」という側面があり、単なる格差是正ではなく、自主的な努力を支えてきた。

また、本制度では当初より個別協定という仕組みが準備されており、部分的に個別協定を選択するケースもある。戸別所得補償制度の導入等により、「集落協定は馴染まない」という声が増大しているのであれば、個別協定と集落協定の併存・棲み分けという方向を推進すべきだ。

この他、▽農業者個人への支払いを推進した場合、地方自治体負担の論拠が弱くなること、▽農地・水保全管理支払を基本とする場合、従来の農地・水・環境保全向上対策の要件とされる非農家の

参加が同様に求められるのか、等の疑問がある。同フォーラム運営委員会委員長の守友裕一・宇都宮大学農学部教授は、次のように総括した。

「中山間地域等対策は格差是正で始まったことは事実。日本の場合、集落重視という特性を持った制度であり、その日本の特性を担保するものとして集落協定を結び、交付金の半分以上は集落へ、半分は個人へとした。個人に回る部分が格差是正のお金、集落に回る部分が自主性・内発性をもった自主的な努力、発展の道に繋がる。それがまた一つの格差是正に繋がる。このように直接、間接の格差是正を両方併せることで、中山間地域を維持、発展させるという政策だった。従来とおり、半分以上は集落に回り、格差是正とともに、自主的な地域発展の努力の芽を削ぐべきではない」

また、同フォーラムの野中和雄副会長は、「これまでの共同活動により成果が上がり、話し合いでもき、耕作放棄も防いで地域が活性化している例も多々ある。そのような検証もしないで、ガラッと変えるのはおかしい。現場のリーダーが苦勞してやってこられた努力を否定し、10年間の成果を無視することになる」と指摘し、議論もなく見直したことにについて、強く批判した。